

令和3年度 愛知県新城市の補正予算案の概要 (No.7)

1 補正予算案議会上程予定日 令和3年9月8日

2 予算規模

単位：千円

会計区分	当初予算	補正前の額	今回補正額	補正後の額
一般会計	22,860,000	23,517,335	95,205	23,612,540
	100.00%	102.88%	0.41%	103.29%
特別会計	6,289,534	6,292,191	0	6,292,191
	100.00%	100.04%	0.00%	100.04%
企業会計	9,304,461	9,329,713	0	9,329,713
	100.00%	100.27%	0.00%	100.27%
総計	38,453,995	39,139,239	95,205	39,234,444
	100.00%	101.78%	0.25%	102.03%

※企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額を表示しています。

3 会計別

単位：千円

会計区分	補正号数	当初予算	補正前の額	今回補正額	補正後の額
一般会計	第7号	22,860,000	23,517,335	95,205	23,612,540
総計				95,205	

4 概要

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴う生活困窮者への支援の延長及び7月から8月の豪雨により被災した農地、農業用施設、林道、市道などについて、早急に復旧を行うために編成した。

予算補正を行う会計は、1会計である。

- ・一般会計

5 補正予算の主な内容

(1) 一般会計

①歳入歳出予算補正

ア 歳入

単位：千円

歳入の区分	補正予算額	主な歳入内容	担当課
分担金及び負担金	810	分担金	
		市単独土地改良事業分担金	218 農業課
		農地農業用施設災害復旧事業分担金	320 農業課
		農地農業用施設小災害復旧事業分担金	272 農業課
国庫支出金	46,439	国庫負担金	
		公共土木施設災害復旧事業費負担金	45,356 土木課
		国庫補助金	
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費）	1,080 福祉課
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事務費）	3 福祉課
県支出金	1,600	県補助金	
		農地農業用施設災害復旧事業補助金	1,600 農業課
繰越金	20,756	繰越金	
		前年度繰越金	20,756 財政課
市債	25,600	市債	
		公共土木施設災害復旧事業	22,600 財政課
		公共土木施設小災害復旧事業	3,000 財政課
歳入合計	95,205		

イ 歳出

◎：新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業

単位：千円

事業名	補正予算額	主な事業内容	担当課
◎ (民生費) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業	1,083	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付 (申請期間の終期を8月末から11月末に延長)	福祉課
(農林水産業費) 緊急改修事業	3,701	農業用施設修繕料の増 排水路改修工事(須長) 原材料費の増(一畑田)	農業課
(教育費) 文化財保護事業	529	鳳来山東照宮の参道及び消防防災設備の災害復旧に伴う補助金	生涯共育課
(災害復旧費) 農地農業用施設災害復旧事業	5,400	実施設計書作成業務委託料の増 災害復旧工事の増(出沢、只持)	農業課
農地農業用施設小災害復旧事業	2,726	小災害復旧工事 農地 5か所：八束穂、八名井、矢部、稲木、 作手鴨ヶ谷地内	農業課
林業施設小災害復旧事業	5,266	小災害復旧工事 林道 2路線 ①上平井線(上平井) ②舟着山線(市川)	森林課
現年発生災害復旧事業	70,000	市道及び河川災害復旧工事 市道 2路線 ①八束穂県社線(八束穂) ②市川線(市川) 河川 2河川 ①準用河川原川(庭野) ②普通河川臼子川(豊栄)	土木課
公共土木施設小災害復旧事業	6,500	河川小災害復旧工事 河川 3河川 ①普通河川臼子川(豊栄) ②臼子川支川(豊栄) ③普通河川大井川(富保)	土木課
歳出合計	95,205		

②地方債補正

変更内容

単位：千円

項目	限度額	
	補正前	補正後
公共土木施設災害復旧事業	11,300	33,900
公共土木施設小災害復旧事業	3,000	6,000
地方債合計	2,782,700	2,808,300

全額国庫負担	3款 - 1項 - 1目 (社会福祉総務費)	
	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金給付事業	予算額 1,083千円 事業費 1,080千円 事務費 3千円

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 受付期間を延長します

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金】

令和3年7月より実施している本事業について、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置の延長決定に伴い、8月末までとしていた受付期間を11月末まで延長して実施します。

- 1 事業内容 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した、または、再貸付について不承認とされたとの事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯が存在します。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、必要な支援につなげるために「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。
- 2 対象 総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、以下の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）
 - (1) 収入要件 ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと
 単身世帯：114,000円、2人世帯：158,000円
 3人世帯：185,600円、4人世帯：208,600円
 - (2) 資産要件 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件①の6月分を超えないこと（ただし、100万円を超えないこと）
 単身世帯：468,000円、2人世帯：690,000円
 3人世帯：834,000円、4人世帯：972,000円
 - (3) 求職活動等要件 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- 3 支給額 単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円
- 4 支給期間 7月以降の申請月から3か月（受付期間は7月から11月末まで）

問合先：健康福祉部福祉課 課長 大橋（電話 0536-23-7624）